

# 藤沢市都市農業振興基本計画について

## 「湘南の元気都市」を目指す都市農業

神奈川県藤沢市経済部農業水産課 及川 聡

### はじめに

藤沢市は、神奈川県中央南部に位置し、北部は大和市、綾瀬市、海老名市に、北東部は横浜市戸塚区、南東部は鎌倉市、西部は茅ヶ崎市、寒川町に接しています。南部は相模湾に面しており、市域の東西距離は約 6.5km、南北距離は約 12km、総面積は 6,957ha となっています。

土地利用は、市域の 68.3%にあたる 4,754ha が都市計画法による市街化区域、残りの 2,203ha が市街化調整区域となっており、市街化調整区域の 78.7%にあたる 1,733ha が農業振興地域に指定されています。

人口は、現在 428,661 人（2017 年 8 月 1 日現在）で 2030 年には 43 万人を超え、その後緩やかに減少に転じるものと推計されています。人口の増加に伴い世帯数も増加していますが、その増加率は人口の伸びを上回っており、ますます核家族化、少子化が進んでいます。人口を年齢別に見ると、総人口が毎年 1%程度増加しており、年少人口（0～14 歳）もほぼ同様の伸びを示しています。一方、65 歳以上の老年人口は、毎年 3～5%程度ずつ伸び続けており、今後も急速な高齢化の進展が見込まれています。

就業人口は、第 1 次及び第 2 次産業就業者が年々減少する反面、第 3 次産業就業者は大きく増加しています。

### 藤沢市の農業の現状



【藤沢産ロゴマーク】

藤沢市の農業は、温暖な気候と平坦な地形等自然条件に恵まれ、かつ大消費地を抱える都市近郊という有利な立地条件のもとで、

露地野菜、施設野菜、花き、果樹、植木、畜産を主軸に創意工夫と高度な技術力による多様な生産活動が展開され、市民に新鮮で安全な農産物を提供するとともに、農業生産の基盤である農地は、都市の中の緑地空間、防災空間として生活環境保全の面からも大きな役割を果たしています。

しかしながら、当市の農業を取り巻く環境は、都市化の進展による兼業化、混住化、農地の細分化や農業者の高齢化、担い手不足などがますます深刻化してきており、このため未利用農地、耕作放棄地などの遊休農地が、今後増加していくことが懸念されています。

### 計画策定の趣旨

このような状況の中、都市農業振興基本法が平成 27 年 4 月に施行され、同法第 9 条の規定に基づき平成 28 年 5 月に国が都市農業振興基本計画を策定しました。同年 5 月 27 日には、藤沢市を含む 7 市 1 町を管内とするさがみ農協の第 21 回通常総代会が開催され、そこで都市農業振興に向けた特別決議として、管内市町に対し、都市農業振興基本計画の地方計画を策定するよう要望が提出されました。

都市農業振興基本法第 10 条では地方公共団体は、国の計画を基本として、地方計画を定めるよう努めなければならないとされていること、更にはさがみ農協からの特別決議を受け、本市では平成 28 年 9 月に「藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会」を立ち上げ、計画の策定に向けて取組を始めました。

協議会では「都市農業」の定義として、神奈川県都市農業推進条例との整合を図るため、「市内全

域で営まれる農業」を「都市農業」と定義し、都市農業振興基本法の目的を踏まえた上で、平成 29 年 3 月に「藤沢市都市農業振興基本計画」を策定しました。

## 計画の内容

本計画は第 1 章から第 6 章までの構成となっており、各章の主な内容は次のとおりです。

### 第 1 章 計画策定の基本的考え方

本計画の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間を示しています。

### 第 2 章 都市農業を取り巻く環境

都市農業振興基本法に定義されている都市農業の現状、都市農業が転換期を迎えている理由、これまでの都市農地政策の経緯、国の都市農業振興基本計画で政策課題とした、都市農業が有する 6 つの機能の発揮等について記載しました。

### 第 3 章 藤沢市の農業

藤沢市の農業・農地の役割や現状について、その土地利用や担い手の状況、農地の状況等について記載し、今後の課題として、担い手の育成と確保、農地の保全と活用、都市農業に対する理解の促進、地産地消の推進、税制上の措置等の各項目について示しています。

### 第 4 章 藤沢市の農業の将来像

藤沢市の農業の将来像と基本理念を記載し、実現のための 3 つの方向性として、担い手の確保、土地の確保、農業施策の本格展開を示しています。

### 第 5 章 藤沢市の都市農業推進施策の展開方向

第 2 章で国が都市農業振興基本計画で掲げた、都市農業が有する 6 つの機能を発揮するための具体的な取組について、本市が取り組んでいく項目とその内容を記載しています。

### 第 6 章 計画推進のために

計画推進のための関係機関との連携、進捗管理について示しています。

## 具体的な取り組み

第 5 章で都市農業が有する 6 つの機能を発揮するための具体的な取組について示していますが、その中で特筆すべき点をいくつかあげるとすると、農産物を供給する機能を発揮するための取組として、「農家レストラン」の推進を、農作業体験・学習・交流の場を提供する機能を発揮するための取組として、「農福連携」の実施を掲げています。

「農家レストラン」の推進では、国家戦略特区制度により、農業用施設とみなされた農家レストランの開設について推進していくことを位置づけており、この制度を活用した農家レストランが来春にはオープンする予定となっています。

「農福連携」については、昨年 6 月からさがみ農協が運営している、市内の大型直売所「わいわい市」の出荷者にご協力いただき、市福祉部との連携により取り組んでいる「子ども食堂」等への食材提供を推進していくことを位置づけ、更に高齢者、障がい者、生活困窮者、困難を抱える若者等の社会参加に対し、農業がその受け皿となるような仕組みを構築していくこととしています。

## むすびにあたり

都市農業振興基本法第 10 条では、地方公共団体は国の計画を基本として、地方計画を定めるよう努めなければならないとされています。しかしながら、計画策定による具体的なメリット等が示されていない状況で、なかなか策定が進まず、神奈川県内の市町村においては、現在策定済みとなっているのは本市だけという状況になっています。

国は都市農地を「あるべきもの」と位置づけたわけですから、それを推進していく自治体には、インセンティブを付与するなどの措置を設ける等すべきではないかと思えます。

本市といたしましては、この計画に位置づけた取組を着実に実行し、都市農業の多様な機能を十分に発揮するよう努め、農業者、地域住民ともに「藤沢市に農業があつてよかった」と思っていただけよう都市農業の振興を図ってまいりたいと考えております。